

市内建設工事入札参加資格者 各位

佐久市長 柳田 清二

建設工事における最低制限価格の見直しについて（通知）

平素は、市行政にご理解とご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、建設工事における「最低制限価格」につきまして、国及び中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）モデルにおいて、ダンピング対策の強化を図るため、低入札価格調査基準価格の算定式のうち、「直接工事費」に係る部分の見直し（引上げ）が行われました。

これに伴い、当市の建設工事における最低制限価格の見直しを、下記のとおり行いますので通知します。

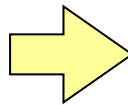
- 1 「建設工事」における最低制限価格及び失格基準価格の見直し（改正）点
直接工事費の算定割合を「0.95」から「0.97」に改正する。
(国及び同モデルの改正に準じる。)

<現行>

【範囲】 予定価格の 7.0/10~9.0/10	
【計算式】	
直接工事費 × 0.95	} 合計額 × 1.08
共通仮設費 × 0.90	
現場管理費 × 0.90	
一般管理費等 × 0.55	

<改正後>

【範囲】 予定価格の 7.0/10~9.0/10	
【計算式】	
直接工事費 × 0.97	} 合計額 × 1.08
共通仮設費 × 0.90	
現場管理費 × 0.90	
一般管理費等 × 0.55	



2 適用期日

平成29年6月1日以降の入札の公告又は指名通知に係る競争入札の案件から適用します。

*なお、ご不明の点がございましたら、以下までお問合せください。

佐久市役所契約課契約係
電話 0267-62-3084(直通)